

前年度

令和7年4月版

非課税の65歳以上の方を対象に



補聴器の購入費を 助成します

上限 **5万円**

世田谷区高齢福祉課 ☎ 5432-2256

耳が聞こえにくくなり、日常生活のコミュニケーションに支障のある中等度の難聴や片耳が高度以上の難聴がある高齢者を対象に補聴器の購入費を助成します。

⚠ 補聴器の購入前に必ずご確認ください

購入は必ず区の助成決定を受けた後※に お願いします。

※ 事前に購入した補聴器は助成対象外です。ご注意ください。

- 耳鼻咽喉科の医師により補聴器が有効だと認められ、聴力レベルが40デシベル以上※の方が対象です。

※身体障害者手帳(聴覚障害)の対象でない方

- 認定補聴器技能者※が在籍する販売店で購入してください。

※補聴器の販売や調整などに携わる人を(公財)テクノエイド協会が認定する資格

- 管理医療機器※と認定された補聴器が対象です。

※集音器やメンテナンス、レンタル費用は対象外



お気軽にお問合せください

世田谷区高齢福祉課 ☎ 5432-2256

区公式 HP パージ ID10803

〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27 FAX 5432-3085

▶ 手続きは裏面をご覧ください

手続きの流れ

検索 世田谷区 高齢者補聴器購入費助成

① 申請書を受けとる

高齢福祉課にお電話いただき、助成の要件に当てはまることを確認した後に、申請書類をご自宅にお送りします。

※住民税の課税状況は、原則、世田谷区の介護保険料額の段階にて判定します。

令和7年度の申請は、令和6年度の介護保険料段階が第1から第5段階の方。

区 HP での申請
はこちら▼



② 耳鼻咽喉科を受診し、医師意見欄の記入を受ける

耳鼻咽喉科の医師の診察を受け、中等度難聴であること、補聴器が有効であると認められた方は申請書下部「医師意見欄」の記入と聴力検査結果の写し(オーディオグラム)を受けます。

※「医師意見欄」記入の文書料、診察料、検査料は自己負担。

③ 補聴器販売店で相談・見積書作成

認定補聴器技能者が在籍する補聴器販売店(区外でも可)で、相談、試聴を行い、購入する補聴器が決まったら見積書を取得します。

④ 申請

郵送(送付先は表面)または電子申請(LoGo フォーム)にて、世田谷区高齢福祉課に申請書と聴力検査結果(オーディオグラム)、見積書を提出します。

※申請書の医師意見欄の作成日から6か月以内に申請してください。

⑤ 決定

世田谷区にて審査の結果、助成を決定した方に、次の3つの書類をお送りします。

- ・交付決定及び助成額決定通知書
- ・助成金請求及び受領委任状
- ・請求書兼口座振替依頼書(販売店)

原則、助成金の支払いは世田谷区から販売店に行います。

⑥ 購入

見積書を取得した販売店で補聴器を購入します(助成決定から1年以内)。

【販売店への3つの提出書類】(①、②は記入が必要)

「①助成金請求及び受領委任状」と「②請求書兼口座振替依頼書(販売店)」

「③交付決定及び助成額決定通知書(写し)」

※購入費から助成額を差し引いた自己負担額を販売店に支払っていただきます。